

事業内容	備考
<p>(ソフト)</p> <p>原料に一定の機能性成分などが含まれることを保証する新たなシステムや、新食品・新素材を他の食品・素材と分別して消費者に届ける新たなシステムを確立するため、システムづくりに必要な技術実証・技術指導、マニュアルの作成等の取組を支援します。</p> <p>事業実施主体</p> <p>(1) 新需要創造協議会</p> <p>新需要創造協議会とは、新食品や新素材の事業化を目的として設立された団体であって、次に掲げる者により構成され、かつ、代表者の定めがあるものです。</p> <p>ア 当該新食品・新素材の原料となる農畜産物を生産・供給する者であって、(2)に掲げる者</p> <p>イ 当該新食品・新素材の実用化・商品化に取り組もうとする者</p> <p>(2) 次に掲げる法人又は団体であって、新需要創造協議会の構成員であるもの。</p> <p>ア 農業協同組合連合会</p> <p>イ 農業協同組合</p> <p>ウ 公社（地方公共団体が出資している法人）</p> <p>エ 農事組合法人</p> <p>オ 農事組合法人以外の農業生産法人</p> <p>カ 特定農業団体</p> <p>キ その他農業者の組織する団体</p> <p>(ハード)</p> <p>原料に一定の機能成分などが含まれることを保証する新たなシステムや、新食品・新素材を他の食品・素材と分別して消費者に届ける新たなシステムを確立するため、新食品の原料となる農畜産物の収穫、選別、調整、加工に必要な機械・施設の整備を支援します。</p> <p>事業実施主体</p> <p>次に掲げる法人又は団体であって、新需要創造協議会の構成員であるもの。</p> <p>(1) 農業協同組合連合会</p> <p>(2) 農業協同組合</p> <p>(3) 公社（地方公共団体が出資している法人）</p> <p>(4) 農事組合法人</p> <p>(5) 農事組合法人以外の農業生産法人</p> <p>(6) 特定農業団体</p> <p>(7) その他農業者の組織する団体</p>	

新需要創造対策事業（ポイント）

○ 機能性成分を多く含む等の特徴を持つ、**革新的な新品种・新技術**
→従来に比べて**リスクが高く、産地への導入や事業化に踏みきれない**

○ 公的研究機関の研究成果について、**産地と企業が連携した新食品・新素材の実用化を支援** →革新的な**新品种・新技術**を「核」とした、**新たな産地形成を促進**

我が国の技術と知財の力により、**新たな需要を創造し、新産業分野を開拓**
(21世紀新農政2006・2007)

21年度の取組内容:

新品种を活用した機能性食品等に加え、**農産物由来の有用物質や新素材を活用した医薬・化粧品等、非食品分野における革新的な新製品の事業化を推進**

平成21年度予算額 450,381 (629,501)千円

情報提供・マッチングによる支援 (全国段階)

○ 新需要創造に取り組む フロンティアの育成 (拡充)

・ シーズの調査・発掘の強化

研究成果の網羅的な調査や事業化プランの策定により、有望なシーズの事業化を支援

・ グランドデザインの提供・マッチング

新食品に加え、**非食品分野の新素材**について、画期的な利用方法をグランドデザインとして提供し、公的研究機関、民間企業、産地のマッチングにより、新需要創造に取り組む協議会を育成。

・ 機能性成分の統一表示

多様な食品に共通して含まれる抗酸化成分について、数値化を検討し、訴求力の高い統一表示方法を提案

新需要創造協議会による取組に対する支援(地区段階)

新需要創造協議会が「**新需要創造計画**」を策定し、国による認定を受けて、協議会の構成員となる**産地と企業の契約取引**により、**新食品・新素材の実用化**に取組。

産地

成分保証・分別管理された高品質な農畜産物を安定供給。

契約

企業

産地からの原料をもとに、**新食品・新素材の実用化・製品化**。

○ 成分保証・分別管理システムの確立 (拡充)

新食品に加え、**非食品分野の新素材**について、安定供給システムの確立に必要な、技術実証、マニュアル作成等や(ソフト事業)、原料の収穫や調整・加工に必要な機械・施設の整備等(ハード事業)を支援。

＜ 非食品分野の研究成果の例 ＞

(カイクの生産するタンパクを活用した、創傷保護材、人工血管、電子素材、臨床検査薬)

700億円
(全体市場規模)
を目指して
事業化!